

その10

新型コロナウイルス感染症対応と 職員のメンタルヘルス対策

松永 邦男



1 はじめに

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の流行は、日本だけでなく全世界に大きな災厄をもたらしています。現時点（令和3年夏）では治療のための特効薬がなく、感染予防に努めることが最も重要であり、蔓延を防止するために人々の日常の社会・経済活動に対して厳しい制限を大規模に課すことを余儀なくされています。ワクチンの接種が進むことにより事態が好転することが期待されていますが、現時点ではこの感染症の影響は国民生活のあらゆる面に及んでおり、日本全体が大規模災害の被災地となってしまったといっても過言ではないでしょう。

このような中で自治体の医療機関や保健衛生担当部局においては、この感染症の予防、蔓延防止、治療などのために懸命の努力が行われてきています。さらに、自治体に対しては、緊急事態宣言下で苦境に陥った方々への経済的支援をはじめとして、様々な分野においていろいろな対応を行うことが求められているとともに、住民に対する大規模なワクチン接種の実施など、これまで経験したことがないプロジェクトを実施することも必要となっています。

このような状況は1年半以上の長期にわたって続いています。保健所や公立病院をはじめとして自治体の様々な部局において働く職員には、長期間にわたり肉体的にも精神的にも非常に大きな負担がかかり続けています。その中で、職員の身体だけでなく「心」の、つまりメンタルヘルスの問題も心配されるどころです。

2 大規模災害における職員のメンタルヘルスについて

職員のメンタルヘルスの問題については、地方公務員災害補償基金から、令和2年3月に「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策調査研究報告書」（以下「報告書」という。）が、令和3年3月に「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）が公表されています（いずれも、地方公務員災害補償基金のホームページの「公務災害防止事業の発行図書」のコーナー <https://www.chikousai.go.jp/gyoumu/bousi/bousi-tosyo.php> からダウンロードできます）。

題名から明らかなように、いずれも災害時の職員のメンタルヘルスの問題を取り上げたものです。災害時には、通常時とは異なる問題が生じますが、大規模災害の際に被災自治体の職員が置かれる状況について、概要次のようにまとめられています（マニュアル p 12-13等）。

- ・ 災害対応の業務で疲労^{ばい}困憊する中で、悲惨な状況を目の当たりにすることとなる。
- ・ 業務に懸命に対応しているにもかかわらず、被災住民の方から非難されたり、怒鳴られたりするなど、つらい言葉を投げかけられたりすることがある。
- ・ 自分自身や家族が被災者でありながら、公務を優先しなければならず、被災者ではいられない状況に置かれる。
- ・ 災害対応のために業務から受ける非日常的なストレスは短期間で終わるとは限らず、災害の規模が大きいほど長期間にわたる。また、時点によりストレスになりうる要因（ストレス）が変わり、発生するストレス反応も異なってくる。

現在進行中である新型コロナウイルス感染症への対応においても、悲惨な状況に直面することも多い医療機関や保健所に勤務する職

員をはじめとして、様々な分野の仕事に携わる職員に加重な負担がかかっており、疲労困憊する者も少なくないということは、既に報道等で何回も紹介されているところです。

その上で、今回のコロナ禍において、自治体の職員などについて次のようなことが生じていることも報道されています。

- ・ 医師、看護師など感染した方に接する機会が多い職員やその家族に対して、いわれのない誹謗、中傷が行われる事例が多々見られる。
- ・ 自分自身も感染する可能性があり、その不安を抱えながらも公務を優先しなければならない。
- ・ 1年半以上の非常に長期にわたる期間において、継続して非日常的なストレスを受け続けてきており、未知の感染症であることから不確実なことが多い中で、日々異なるプレッシャーにさらされ続けている。

まさにマニュアルで指摘されているとおりのことが、コロナ禍の中で全国の自治体の職員について生じているということが出来ます。職員のメンタルヘルス対策という点からみても、先ほど述べたように、昨年以來、全国の自治体は大規模災害に見舞われている状態だといっても過言ではないと思われま

3 職員のメンタルヘルス対策の重要性

全国の自治体は新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出される中で、目まぐるしく変わる状況への対応に追われています。ワクチンの接種が進むなど明るい展望も見えてきたところですが、まだまだ気を緩めることができる状況ではありません。対応が求められる課題は、日々変化しています。その中で心配すべきことは多々ありますが、自治体の職員のメンタルヘルスの問題もその一つと考えられます。

マニュアルで提示されている災害時における職員のメンタルヘルス対策は、新型コロナウイルス感染症対策に忙殺されている各自治体での職員のメンタルヘルス対策としても大いに参考となるものと考えられます。誌面の関係もあり、対策の具体的な内容については、マニュアルと報告書を参照していただきたいと思いますが、各団体でとるべき対応につい

て、役に立つ知見・情報を見つけることができるものと思います。

ここでは職員の心身の健康について責任を負っている人事当局の方々、そして知事・市町村長の皆様に、職員のメンタルヘルス対策の重要性について、再度、認識をしていただくをお願いしたいと思います。

職員のメンタルヘルス対策には、職員が個人としてできるものもありますが、やはり組織として取り組むべき課題が圧倒的に多いところです。職員の「心」と「身」の両面の健康の重要性について、人事当局だけでなくそれぞれの職場の管理職の方々に理解をしていただくことが不可欠です。また、知事・市町村長の皆様には、対策の実施のためにリーダーシップを発揮していただく必要があります。

また、近年、災害等の際に、他の自治体から応援のための職員が派遣される例が増えています。新型コロナウイルス感染症対策でも、職員の派遣が行われています。このような場合には、派遣を受けた自治体だけでなく、職員を派遣した自治体における対策も重要となるところです。

コロナ禍の直中であり、住民への対応が重要であることは当然ですが、メンタルの不調により職員が十分に力を発揮できなくなれば、自治体も対策を進めていくことはできません。感染対策に従事している職員は、既に非常に長期間にわたって、きわめて強いプレッシャーにさらされてきています。知事・市町村長をはじめ関係するの方々には、改めて職員のメンタルヘルスの重要性について再認識をしていただくとともに、必要な取り組みを進めていただくをお願いするところです。

著者略歴

松永 邦男 (まつなが・くにお)

東京大学法学部卒。1979年4月旧自治省入省。旧自治省のほか、北海道庁、旧国土庁、横浜市役所、旧労働省、静岡県庁、内閣法制局、司法制度改革推進本部事務局勤務等を経て、2005年1月より総務省自治行政局公務員部公務員課長及び同公務員部長を務める。2009年7月全国市町村国際文化研修所学長。2010年7月内閣法制局総務主幹。その後、内閣法制局第四部長、第三部長及び第一部長を務め、2017年3月退官。